

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【公開番号】特開2010-99515(P2010-99515A)

【公開日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2010-24936(P2010-24936)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月10日(2010.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて抽選処理を行う抽選手段と、

所定の演出画像が表示される表示手段と

を備え、前記抽選処理の結果が当たりであるときに遊技者に有利な大当たり遊技を実行可能な遊技機であって、

透過性を有する板材の前面側に遊技領域が形成された透明遊技盤と、

前記遊技領域に設けられて遊技球を受け入れ可能な入球装置と、

前記透明遊技盤の後方に配設され、奥行方向に厚みを有する立体形状部材とを備え、

前記入球装置は、

前記透明遊技盤の後方に突出し、当該入球装置に受け入れられた遊技球を所定の位置に導く誘導装置を有し、

前記透明遊技盤の後方に配置される前記立体形状部材は、

前記誘導装置を回避しつつも前記入球装置に受け入れられる遊技球と正面視において重なるかたちで配置されている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記入球装置に遊技球が受け入れられると、前記抽選処理に供される乱数が取得される請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記入球装置は、前記入賞口への遊技球の受け入れを検出する検出手段をさらに有する請求項1または2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1に記載の遊技機は、所定条件の成立に基づいて抽選処理を行う抽選手段と、所定の演出画像が表示される表示手段とを備え、前記抽選処理の結果が当たりであるときに遊技者に有利な大当たり遊技を実行可能な遊技機であって、透過性を有する板材の前面側に遊技領域が形成された透明遊技盤と、前記遊技領域に設けられて遊技球を受け入れ可能な入球装置と、前記透明遊技盤の後方に配設され、奥行方向に厚みを有する立体形状部材とを備え、前記入球装置は、前記透明遊技盤の後方に突出し、当該入球装置に受け入れられた遊技球を所定の位置に導く誘導装置を有し、前記透明遊技盤の後方に配置される前記立体形状部材は、前記誘導装置を回避しつつも前記入球装置に受け入れられる遊技球と正面視において重なるかたちで配置されていることを要旨とする。

請求項2に記載の遊技機は、請求項1に記載の遊技機において、前記入球装置に遊技球が受け入れられると、前記抽選処理に供される乱数が取得されることを要旨とする。

請求項3に記載の遊技機は、請求項1または2に記載の遊技機において、前記入球装置は、前記入賞口への遊技球の受け入れを検出する検出手段をさらに有することを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

手段1：「透過性を有する板材からなり前面側に遊技領域が形成された透明遊技盤と、該透明遊技盤の後方に隙間を介して配設され前面に表示画面を有する表示手段と、前記透明遊技盤の後方に配設された立体形状装飾部材とを具備する」ことを特徴とする。

ここで、「表示手段」としては、液晶表示装置、EL表示装置、プラズマ表示装置、またはCRT等を例示することができる。また、「透明遊技盤」の材質は特に限定されるものではないが、合せガラス等のガラスパネル、またはアクリル板等の樹脂パネル等を例示することができる。また、「透過性を有する板材」には、透明な板材は勿論、半透明の板材も含まれている。